

議 事 録

令和7年度四万十町農業委員会 10月総会

日 時 令和7年10月28日(火)午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 本庁東庁舎 多目的大ホール

日 程

- 第1 指定第13号 会期の決定について
- 第2 指定第14号 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第17号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 第4 報告第18号 非農地証明事務処理報告について
- 第5 議案第21号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
- 第6 議案第22号 四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について
- 第7 その他

[出席委員]

- | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 1. 山部 洋平 | 2. 今井 満隆 | 3. 谷脇 誠郎 | 4. 小野 重明 | 6. 下元 誠一郎 |
| 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄 | 11. 小野川 隆彦 | 12. 竹村 加壽子 |
| 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 中原 英昭 | 16. 宮脇 眞弓 | 17. 西川 香代美 |
| 18. 吉田 健夫 | 19. 太田 祥一 | | | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 掛水 誠幸 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 吉良 寛一 | 27. 廣田 智之 | 29. 石田 芳秋 | 30. 澤田 憲男 | 31. 武市 敏男 |
| 34. 平野 直人 | 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 佐々木 通 | 38. 秋田 公幸 |
| 39. 梶原 美智 | | | | |

[欠席委員]

- | | | | | |
|------------|-----------|----------|-----------|-----------|
| 5. 佐竹 孝太 | 10. 東出 一茂 | 26. 甲把 雄 | 28. 大西 博之 | 32. 山本 誠二 |
| 33. 橋本 健太郎 | | | | |

[事務局]

小嶋 二夫 ・ 杉本 孝成 ・ 森光 愛 ・ 田村 亮 ・ 山川 美恵

会長

皆さんこんにちは。大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。季節の方も本当にだいぶ寒くなってまいりました。10月の初旬頃には今年もまだまだ暑いねと半袖姿でおいりました。これが中旬すぎてようやく少しずつ涼しくなかってまいりまして、昨日あたりから西風も吹きましてだいぶ寒さが来たような感じになっております。今年は夏が本当に長くて、秋が短いといえますか夏からいきなり初冬というような感じになってまいりました。寒い日がこれから来ると思いますが、また気を付けていただきたいと思っております。

また世の中では、石破総理から高市早苗新総裁が誕生いたしました。女性、初の総理大臣ということで注目も大変浴びております。今日早速ですが、就任早々アメリカからトランプ大統領も来日いたしまして、午前中首脳会談をやっておりました。今後、日本のアメリカとの関係、どのようになっていくか注目もされるところでございます。また、新総裁におきましては、この景気対策また物価高騰対策、我々の暮らしが少しでも楽になるような対策、政策をとっていただきたいとそのように望んでおります。

稲の収穫もうすでに終わりました、今日は作況状況につきまして、各地区の代表の方に報告をしていただきたいと思っております。報告していただける方どうかよろしくお願い申し上げます。

また、生姜の収穫の方もすでに始まっておりまして生姜も病気の来ておる方もいるかと思っておりますが、今年は掘ってみたら結構収量もあるぞということと、それから単価もなかなか良さそうという情報も聞いております。四万十町の産業にとって米もよかったと、生姜もいいということで嬉しい知らせだと思っております。全国的に熊の被害がすごく出ております。今日は秋田県には自衛隊に駆除の要請を出すというような形もテレビのニュースで言うておりました。全国また東北中心からだと思いますが、北の方では熊の被害がたくさん出ております。幸いにもこの四万十町辺りでは熊を見ることもなく、被害も報告もありませんので、幸いといえば幸いですが、関係者の方は本当に大変な思いをして生活しているんじゃないかというふうに思っております。今年もあと2ヶ月ほどになりましたが、また後半どうかよろしくお願い申し上げます。それではただ今より10月総会を行いますので、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今から、令和7年度四万十町農業委員会10月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。今回の発声は、議席番号4番小野重明委員にお願いします。それではご起立をお願いします。憲章は、添付資料の最後でございます。

4番

～ 四万十町農業委員会憲章の朗読 ～

委員

～ 朗読 ～

議長

本日の会議に、5番佐竹孝太委員、10番東出一茂委員、26番甲把雄委員、28番大西博之委員、32番山本誠二委員、33番橋本健太郎委員から欠席の届けが出ております。

次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員17名、推進委員16名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。それでは議事に移ります。

日程第1、指定第13号「会期の決定について」を議題とします。お諮りします。令和7年度四万十町農業委員会10月総会の会期は、令和7年10月28日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

議長 次に、日程第2、指定第14号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に7番浜田大彰委員と30番澤田憲男委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 日程第3、報告第17号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第17号「農地法第3条の3の規定による届け出について」をご説明します。報告第17号「農地法第3条の3の規定による届け出について」をご説明します。議案書は3ページからです。件数につきましては窪川地域の1件です。なお、相続人の住所・氏名については、議案書のとおりです。

番号1番、土地の所在地、奈路字堂ノ前1237番、地目、田、面積2,485㎡、外7筆あり、合計8筆、面積計12,006㎡です。届出日、令和7年9月11日、届出事由、相続、あっせんについては、希望しないとなっております。説明は以上です。

議長 報告第17号について事務局の説明が終わりました。これは事務処理報告ですが、何かありませんか。

議長 特になければ、報告第17号は終わります。

議長 続いて、日程第4、報告第18号「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 18 号「非農地証明事務処理報告について」四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項、及び四万十町農業委員会事務局規程第 8 条第 5 号の規定により、非農地証明書を発行しましたので、報告いたします。議案書 4 ページをご覧ください。今月は窪川地域から 1 件となっております。

番号 1 番、添付資料は 1 ページから 2 ページです。下呉地字ヌタヤシキ 56 番 58、地目、田、面積 1.96 m²です。申請地は昭和 39 年 4 月 10 日売買により国道敷地となっており、現在に至っております。令和 7 年 9 月 11 日、担当委員と職員が現地を確認し、「カ その他農地転用許可を要しない事案等で転用行為が完了している土地」と認め、非農地証明書を発行しております。説明は以上です。

議長

報告第 18 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ、報告第 18 号は終わります。

議長

続いて、日程第 5、議案第 21 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 21 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」をご説明します。議案書は 5 ページからです。申請地の位置は添付資料の 3 ページからになります。件数につきましては窪川地域 4 件、西部地域 1 件、計 5 件です。譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号 1 番、土地の所在地、茂串町 244 番、地目、畑、面積 304 m²です。権利事由は所有権移転の売買になります。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では、野菜を栽培する計画となっております。

番号 2 番から番号 4 番は受け人が同じなのでまとめて説明いたします。

番号 2 番、土地の所在地、作屋字神主屋敷 602 番、地目、畑、面積、99 m²、外 4 筆あり、合計 5 筆、面積計 662 m²です。

番号 3 番、土地の所在地、作屋字神主屋敷 599 番、地目、畑、面積、234 m²、外 5 筆あり、合計 6 筆、面積計 878 m²です。

番号 4 番、土地の所在地、作屋字神主屋敷 597 番イ、地目、畑、面積、393 m²、外 2 筆あり、合計 3 筆、面積計 1,288 m²です。権利事由は賃貸借権の設定です。貸出理由は相手方の要望、借受理由は本人希望です。契約期間は、令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日の 5 年です。申請地では生姜を栽培する計画です。窪川地域の説明は以上です。

続きまして西部地域です。番号 5 についてご説明します。

土地の所在地、十川字石神 1508 番、登記地目田、面積 352 m²です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。

申請地では、ブルーベリー、文旦などの果樹と野菜を耕作する計画です。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 議案第 21 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番について、1 番山部洋平委員。

1 番 番号 1 番について、26 日の日曜日に譲受人から現地にて、また譲渡人から電話にて確認をさせてもらいました。現況は畑であることを確認しています。取得する農地の周辺には営農上悪影響を与えないことも確認をしています。もともとこの案件ですけど、新築を建てる土地を探していた譲受人が、今回の農地に隣接している空き家の持ち主を現在、この畑を借りて耕作している方に尋ねたところから始まっていて、譲渡人が宅地とともに売却を希望したため譲受人の農業もしてみたいという思いが合致したことによるものです。譲受人は公務員、また譲受人の配偶者も会社員であり、現状 150 日以上に従事日数は確認できていないんですけど、新居に隣接する土地で管理作業などの利便性も良いことから、野菜を栽培する計画をすでに立てていることもあり、また意欲も十分であることから、今回の所有権移転は問題ないと判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、番号 2 番から 4 番について一括で。6 番下元誠一郎委員。

6 番 借受人が同一なので、まとめて一括して説明をさせていただきます。10 月 26 日に借受人、貸出人両者より面談および電話にて確認をいたしました。現況は田であることと、借受人は年間 150 日以上農作業に従事していることを確認しております。借受人は新規就農者であり、今年で 3 年目だそうですが毎年少しずつ規模拡大を行っており、生姜、水稲、ピーマンを栽培している、非常に意欲ある農業者であります。それと図面では 14 筆ぐらいになっておりますが、数十年前に地権者が土木工事を行い、現況は 3 筆となっております。次年度は生姜を栽培する予定でありまして、早くも耕耘等を行っており準備をされております。以上の確認の結果、番号 2、3、4 番の賃貸借権設定は問題ないと判断をいたしました。以上です。

議長 続きまして、番号 5 番について、13 番武内道則委員。

13 番 23 日に現地確認と譲受人の方にお話を聞いてきました、現況は畦畔のある田ですが、何年も前から畑として耕作している農地でございます。現在はブルーベリーが 7、8 本、みかんの木が 2 本、植わっており奥ばったところは何も作っておられないというところですが、下地は綺麗に刈り込んでおりまして、周辺農地に迷惑をかけてないことを確認しております。今回の売買はどうしてということをお尋ねしましたら、譲渡人がですね、もう農作業がこたわんもんで、親戚の方に貸しているこの農地なんですが、親戚の方があんまり維持をしてくれないと草を刈ってくれないということで、隣の田んぼの所有者がくずかずらというツルで伸びていく草がですね、田んぼの方に入ってきて困ると地主に話したところ、その方から返してもらいますので、その農地を買ってくれという話で売買に至ったそうです。譲受人は認定農業者ではなく、高齢にはなってきましたが、鍋谷のツツジで毎年メディアに出る方で山の管理をされている方です。非常に綺麗な仕事をされる馬力のある方でございます。以上の結果、今回の売買は問題ないと考えます。以上です。

議長 議案第 21 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第 21 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 21 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 6、議案第 22 号「四万十町農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題とします。議案第 22 号番号 43 番は、議席番号 24 番市川絢子委員が、番号 44 番は議席番号 3 番谷脇誠郎委員が、また番号 45 番から 65 番については、議席番号 7 番浜田大彰委員がそれぞれ四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与の制限に抵触しますので、まず番号 1 番から番号 42 番の審議、採決を行い、その後にその都度議事参与に該当する委員に退席していただき、番号 43 番から番号 65 番の審議、採決を行います。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 22 号「四万十町農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」を説明します。議案書は 7 ページです。添付資料は 6 ページからご覧ください。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第十九条第 3 項の規定により、四万十町長から諮問がありましたので、ご審議ご決定をお願いいたします。件数につきましては窪川地域の 65 件です。権利の設定を受けるもの、権利を設定するものの氏名・住所についてはお手元の議案書のとおりです。

番号 1 番と番号 2 番は受け人が同じなのでまとめて説明いたします。土地の所在地、大井野字松カサコ 841 番、地目、田、面積、3,097 m²、外 1 筆あり、合計 2 筆、面積計、4,425 m²です。設定は更新になります。期間は令和 7 年 12 月 1 日から令和 12 年 11 月 30 日の 5 年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号 3 番、土地の所在地、大井野字鳩打田 810 番、地目、田、面積、3,246 m²、外 2 筆あり、合計 3 筆、面積計 10,880 m²です。設定は新規になります。期間は令和 7 年 12 月 1 日から令和 12 年 11 月 30 日の 5 年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号 4 番と番号 5 番は受け人が同じなのでまとめて説明いたします。土地の所在地、大井野字西原開 751 番、地目、田、面積、3,134 m²、外 5 筆あり、合計 6 筆、面積計、9,881 m²です。設定は更新になります。期間は令和 7 年 12 月 1 日から令和 12 年 11 月

30日の5年です。作物は、水稲を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号6番と番号7番は受け人が同じなのでまとめて説明いたします。土地の所在地、大井野字松カサコ730番、地目、田、面積、2,824㎡、外1筆あり、合計2筆、面積計、5,944㎡です。設定は更新になります。期間は令和7年12月1日から令和12年11月30日の5年です。作物は、水稲を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号8番から番号11番まで受け人が同じなのでまとめて説明いたします。土地の所在地、大井野字西原開760番、地目、田、面積、3,131㎡、外10筆あり、合計11筆、面積計、27,304㎡です。設定は更新になります。期間は令和7年12月1日から令和12年11月30日の5年です。作物は、水稲を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号12番、土地の所在地、大井野字西原開762番、地目、田、面積、3,113㎡、外2筆あり、合計3筆、面積計、9,245㎡です。設定は更新になります。期間は令和7年12月1日から令和12年11月30日の5年です。作物は、水稲を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号13番と番号14番は受け人が同じなのでまとめて説明いたします。土地の所在地、大井野字松カサコ729番、地目、田、面積、3,195㎡、外3筆あり、合計、4筆、面積計、11,834㎡です。設定は更新になります。期間は令和7年12月1日から令和12年11月30日の5年です。作物は、水稲を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号15番、土地の所在地、市生原字横田171番、地目、田、面積、1,420㎡、外3筆あり、合計4筆、面積計、8,566㎡です。設定は更新になります。期間は令和7年12月1日から令和12年11月30日の5年です。作物は、水稲を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号16番、土地の所在地、市生原字宮ノ廻り105番、地目、田、面積、2,118㎡、外3筆あり、合計4筆、面積計、7,580㎡です。設定は更新になります。期間は令和7年12月1日から令和12年11月30日の5年です。作物は、水稲を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号17番と番号18番は受け人が同じなのでまとめて説明いたします。土地の所在地、仁井田字松ノ本1916番、地目、田、面積、2,764㎡、外3筆あり、合計4筆、面積計、11,947㎡です。設定は更新になります。期間は令和7年12月1日から令和12年11月30日の5年です。作物は、水稲を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号19番、土地の所在地、奈路字鳥井ノ元1128番、地目、田、面積、2,185㎡、外13筆あり、合計14筆、面積計、16,730㎡です。設定は更新になります。期間は令和7年12月1日から令和12年11月30日の5年です。作物は、水稲を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号20番、土地の所在地、八千数字上ヤシキ787番、地目、田、面積、2,096㎡です。設定は更新になります。期間は令和7年12月1日から令和12年11月30日の5年です。作物は、水稲を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号 21 番、土地の所在地、八千数字上ヤシキ 794 番、地目、田、面積、1,237 m²です。設定は更新になります。期間は令和 7 年 12 月 1 日から令和 12 年 11 月 30 日の 5 年です。作物は、水稲を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号 22 番、土地の所在地、八千数字横田 719 番、地目、田、面積、1,924 m²、他 4 筆あり、合計 5 筆、面積計 9,970 m²です。設定は更新になります。期間は令和 7 年 12 月 1 日から令和 12 年 11 月 30 日の 5 年です。作物は、水稲を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号 23 番と番号 24 番は受け人が同じなのでまとめて説明いたします。土地の所在地、西川角字大窪 802 番、地目、田、面積、2,922 m²、外 4 筆あり、合計 5 筆、面積計 12,724 m²です。設定は新規になります。期間は令和 7 年 12 月 1 日から令和 12 年 11 月 30 日の 5 年です。作物は、水稲を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号 25 番、土地の所在地、西川角字治子 865 番、地目、田、面積、3,013 m²、外 1 筆あり、合計 2 筆、面積計、5,928 m²です。設定は更新になります。期間は令和 7 年 12 月 1 日から令和 12 年 11 月 30 日の 5 年です。作物は、水稲を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号 26 番から 37 番まで受け人が同じなのでまとめて説明いたします。土地の所在地、東川角字高岡乙 15 番 2、地目、田、面積、158 m²、外 47 筆あり、合計 48 筆、面積計 64,301 m²です。設定は更新になります。期間は令和 7 年 12 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日の 3 年です。作物は、水稲と野菜を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号 38 番から番号 42 番まで受け人が同じなのでまとめて説明いたします。土地の所在地、中神ノ川字ボヲ畑 927 番、地目、田、面積、2,311 m²、外 21 筆あり、合計 22 筆、面積計 27,083 m²です。設定は更新になります。期間は令和 7 年 12 月 1 日から令和 12 年 11 月 30 日の 5 年です。作物は、野菜を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。番号 1 番から番号 42 番までの説明は以上です。

議長

議案第 22 号、番号 1 番から 42 番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番から 14 番まで一括をお願いします。21 番岡村博晶委員。

21 番

番号 1 番と 2 番についてですが、10 月 25 日に現地を確認し借受人、貸出人に電話で確認しました。現況は田であり収穫も終わっていました。借受人は若い専業農家であり、地域の担い手であります。この地域で稲作を中心に農業をされており、周辺農地に悪影響を与えることなく農業に従事しております。促進計画の記載内容も確認し特に問題ないと判断します。

続いて番号 3 番についてです。10 月 25 日に現地を確認し、借受人から内容を確認しました。借受人は大井野地区外ですが、地域の若い担い手として稲作、夏秋ピーマン等の栽培をしている専業農家です。促進計画案の記載内容も確認し問題ないと判断します。

番号 4 番、5 番についてです。10 月 26 日に借受人に確認しました。借受人は地区で長年に渡り農業をされている経験豊かな地域の担い手です。促進計画案の記載内容も確認し特に問題ないと判断します。

番号6番、7番についてご説明します。借受人は、数年前に退職され現在は地区の担い手として農業に農業をされている方です。この地区の他にも稲作を栽培しており、周辺農地に悪影響を与えることはありません。促進計画案の記載内容通りで特に問題ないと判断いたします。

番号8番、9番、10番、11番について、10月25日に借受人から確認しました。借受人は、大井野地区外ですが、大井野地区を中心に稲作をされている経験豊かな専業農家の方です。周辺農地に悪影響を与えることもなく、記載内容も確認し、促進計画案どおり問題ないと判断します。

番号12番について、10月25日に確認しました。借受人も地区外の人ですが、稲作中心に長年にわたり農業され、経験豊富な担い手の方です。この土地の他に同地区で稲作をしており周辺農地に悪影響を与えることもなく、促進計画案の記載内容も確認しました。記載内容どおりで特に問題ないと判断します。

番号13、14番について10月25日に借受人と面談し確認しました。借受人は大井野地区外ですが、稲作のほか、夏秋ピーマンやネギ等を栽培している若手の専業農家です。以前から大井野地区で稲作をしており、周辺農地に悪影響を与えることはなく促進計画案の記載内容のとおり、特に問題ないと判断します。以上です。

議長 続きます、番号15番、16番について。6番下元誠一郎委員。

6番 番号15番について説明をします。10月26日に、借受人に電話にてお聞きし、現地確認を行いました。現況は田であり、年間150日以上農作業に従事していることや、周辺農地に悪影響を与えないことも確認をしております。借受人は認定農業者でもあり大規模な生姜農家であります。近年は稲作用の機械も揃えられており、水稻、生姜合わせて1ha ぐらいの経営とのことであります。更新でもあり、促進計画案の内容で問題ないと判断をいたします。

続きます、16番について10月26日に借受人に電話にてお聞きし、現地確認を行ってきました。現況は田であり、年間150日以上農作業に従事していることと、畦草等を定期的に刈っており、周辺農地に悪影響を与えないことも確認もしております。借受人は認定農業者ではありませんが、水稻を15ha 生姜も1ha を親子で経営されており、大規模な農家で地域の頼もしい担い手であります。更新でもあり、促進計画案の内容で問題ないと判断をいたしました。以上です。

議長 続きます、番号17番について。29番石田芳秋委員。

29番 10月26日に借受人、本日28日に貸出人に電話にて確認いたしました。以前からの継続ということで特に問題はないと判断いたしますが、現在まだ用水から水がしみ込んでくるとい部分があるということで、借受人が貸出人に修理の方をお願いしているようですが本日確認したら一応工事をやったということでお聞きしております。借受人は仁井田地区で幅広く水稻栽培しており若手のホープというような方ですので、特に問題ないと判断いたします。

議長 続きます、番号 18 番について。8 番宮崎恵美子委員。

8 番 18 番について説明いたします。10 月 24 日に貸出人には電話で確認を取り、10 月 27 日に借受人に電話で確認を取りました。借受人は認定農業者ではありませんが、地域の担い手でもあり、議案書のとおり更新でもあり、問題はないと思います。以上です。

議長 続きます、番号 19 番。30 番澤田憲男委員。

30 番 番号 19 番について、昨日借受人より現地内容について電話で確認を取りました。現地は田で水稻栽培を確認しております。借受人は地域の担い手であり、農業経験も豊富であります。農作業についても年間 150 日以上は従事しており、促進計画案どおり更新であり特に問題はなく判断します。以上です。

議長 続きます、番号 20 番から 22 番について。31 番武市敏男委員。

31 番 番号 20 番から 22 番までについて、まとめて説明させていただきます。

この 3 つの議案につきましては、貸出人については同じで内容は更新であります。借受人につきましては、地域の認定農業者ではありませんが、地域を長年にわたり農業されてる経験豊かな担い手の方です。借受人の農業の状態につきましては、20 番の方が水稻、21 番の方は水稻と生姜、22 番につきましては、水稻をやっております。22 番の方につきましては、営農組織の代表も務めており、特に問題ないと考えています。また、耕作する方に確認を取りましたが、また引き続き地域の農業を守っていくことも言っております。内容につきましても促進計画案のとおりで問題ないかと思います。以上です。

議長 続きます、番号 23 番から 26 番まで一括で。22 番掛水誠幸委員。

22 番 23 番、24 番については借受人が一緒ですので一緒に説明をさせていただきます。まず借受人の経営規模ですが、現在 460a の米を作っているようですが、本人所有面積は 80a ということで、ほぼ借りて作っている状態でございます。10 月 23 日に本人に会うつもりで家まで行ってきましたが、どうしても何回か訪問したのですが、どうしても会えんもんで貸出人、借受人から電話で確認を取りました。借受人の方は生姜に出ておまして、昼間おりませんよってという話でした。それから貸出人の方も、近くのハウスを経営されているところで、労働しているということで、昼間は会えませんということでしたので、両方とも電話で確認をさせていただきました。借受人は認定農業者ではありませんが、数少ない地域の担い手として水稻の栽培をしております。現在、丸山校下を中心とした、水利組合の組合長として活躍もしており、この地域になくてはならない人でございます。農地についても全部確認しましたが、特に周りに悪影響を及ぼす状態ではありませんでした。

次に 25 番につきましては、23 日に借受人の方は本人と会うことができましたが、貸出人の方は先ほど言ったように、会うことができませんでしたので、電話で確認させて

いただきました。現在の借受人の経営規模は、300a ということでそれもほぼ自分の持っている分が少ないのではほぼ全部借り受けて、水稻を耕作をしておるようでございます。認定農業者ではありませんが、担い手として活躍されております。現地につきましても図面を元に見てきました。特に問題ないものと思われま。

26 番は当然、皆さんご存知の通り借受人は地域を守る株式会社でございますのでごい面積を受けておるようでございます。貸出人につきましては、地元の方で私もよく知っておりまして、貸出する田んぼの横に畑がありまして、自家用野菜を自分で作り、良心市をその前に置いて販売をしております。特にこの土地についても問題はありませ。以上です。

議長 続きまして、番号 27 番から 29 番まで。9 番山本道雄委員。

9 番 10 月 27 日に、借受人から伺っていきました。再設定でもあり問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、番号 30 番から 33 番まで。30 番澤田憲男委員。

30 番 番号 30、31、32、33 番の 4 件についてですが、借受人が同じなので一括で説明させていただきます。先週、電話で借受人に現地、内容について確認をとりました。借受人は地域の農業法人であり、認定農業者、担い手でもあります。促進計画案とおりで更新であり、特に問題はなく判断をします。

議長 続きまして、番号 34 番から 36 番一括でお願いします。6 番下元誠一郎委員。

6 番 番号 34、35、36 番を借受人が同一なので、一括で説明をさせていただきます。10 月 26 日に貸出人と面談し現地確認を行いました。田であることを確認しました。27 日には借受人に電話にて聞き取りを行いました。借受人は認定農業者でもあり、株式会社化して大規模な経営を行っており、当然年間 150 日以上の作業に従事しております。周辺農地にも悪影響を与えないことも確認をしております。ちなみに今年の借受人の経営規模を聞いたところ、生姜が 1.4ha、大豆が 34ha、WCS が 74ha、合計で 110 ha ぐらいだそうです。更新でもあり、促進計画案の内容で問題ないと判断を致しました。以上です。

議長 続きまして、37 番について。27 番廣田智之委員。

27 番 37 番について説明いたします。貸出人は高知市の方に住んでいますが、土日に実家の方に来られて野菜などを作っています。この 23 日にたまたま家に伺ったところ来られていまして、10 年契約結んでいましたが今回は 3 年ということです。借受人は地域の田役の溝刈りや泥上げなどに参加し、その後の契約に関しては、何も不安視することなく良好な関係であります。特に問題なしと判断します。以上です。

議長 続きます、番号 38 番から 41 番まで一括で。24 番市川絢子委員。

24 番 そしたら 38 から 41 まで一括で説明します。今まで貸借していたのが、もう契約が切れるということで、何ヶ月か前から全員で調整をして話し合いをしておりました。借受人は、広くやっているところにして、今までも借りてやっていたので更新してくれるということで、借りていただくようになりました。更新でもありますし、別に問題ないと思います。以上です。

議長 続きます、番号 42 番について。23 番西内一隆委員。

23 番 番号 42 について、10 月 21 日に現地で法人の代表者と確認しました。現況地目は田で、借受人の法人は水稻、野菜を栽培し販売する法人で、更新でもあり問題ないと判断しました。以上です。

議長 議案第 22 号、番号 1 番から 42 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第 22 号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号 1 番から番号 42 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 22 号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号 1 番から番号 42 番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 43 番の審議を行いますので、24 番市川絢子委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号 43 番の説明をいたします。議案書は 20 ページ、添付資料は 205 ページです。
番号 43 番、土地の所在地、中神ノ川字宮ノ西 838 番、地目、田、面積、992 m²、外 2 筆あり、合計 3 筆、面積計 3,791 m²です。設定は更新になります。期間は令和 7 年 12 月 1 日から令和 12 年 11 月 30 日の 5 年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。説明は以上です。

議長 議案第 22 号、番号 43 番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足をお願いします。番号 43 番について。3 番谷脇誠郎委員。

3 番 10月24日に借受人、貸出人、双方と面談を行いました。借受人は法人ですが、スーパーを営んでいるところが経営母体となっております。お米、野菜を栽培し、販売をしておるということです。契約期間は5年ということ、更新ということもありまして特に問題はないと判断をいたしました。以上です。

議長 議案第22号、番号43番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第22号「農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号43番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第22号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号43番は、原案のとおり可決されました。24番市川絢子委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

市川絢子委員、番号43番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号44番の審議を行いますので、3番谷協誠郎委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号44番の説明をいたします。議案書は20ページ、添付資料は211ページです。

土地の所在地、口神ノ川字上土井屋式744番、地目、田、面積、472㎡、外5筆あり、合計6筆、面積計、1,741㎡です。設定は更新になります。期間は令和7年12月1日から令和12年11月30日の5年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。番号44番の説明は以上です。

議長 議案第22号、番号44番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。24番市川絢子委員。

24番 説明させていただきます。現地と権利を設定する方にもお会いして話を聞いてきました。更新でもありますし、別に問題ないと思います。以上です。

議長 議案第22号、番号44番について質疑を許します。質疑はありませんか。22番掛水誠幸委員。

22番 6筆になっていますが、現地は何筆になっていますか。

議長 24 番市川絢子委員。

24 番 2 筆です。

議長 他に質問等ないでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を集結し採決します。

議案第 22 号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について、番号 44 番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 22 号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号 44 番は、原案のとおり可決されました。3 番谷脇誠郎委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

谷脇誠郎委員、番号 44 番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 45 番から番号 65 番の審議を行いますので、7 番浜田大彰委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号 45 番から番号 65 番の説明をいたします。番号 45 番から番号 65 番までは受け人が同じなのでまとめて説明いたします。

土地の所在地、影野字神屋敷 1093 番、地目、田、面積、3,058 m²、外 44 筆あり、合計 45 筆、面積計、107,121 m²です。設定は新規になります。期間は令和 7 年 12 月 1 日から令和 12 年 11 月 30 日の 5 年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。説明は以上になります。

議長 議案第 22 号、番号 45 番から 65 番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。8 番宮崎恵美子委員。

8 番 番号は 45 番から 65 番について説明いたします。24 日に借受人に確認をし、貸出人については 23 日から 24 日にかけて電話で確認を取りました。20 名中 10 人しか電話に出てくれませんでした。この借受人の方は、大きな法人で手広くやっている認定農業者でもあります。地域の担い手でもありますし問題はないと思います。農地も確認いたしましたが、問題はないと思います。以上です。

議長 議案第 22 号、番号 45 番から 65 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。
(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を集結し採決します。
議案第 22 号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号 45 番から 65 番を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 22 号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号 45 番から 65 番は、原案のとおり可決されました。7 番浜田大彰委員の除斥をとき、着席をしていただきます。
浜田大彰委員、番号 45 番から 65 番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7、その他の件について議題とします。
最初の挨拶の中でも言いましたが、今年の作況調査につきまして、各地区の代表者決めておりますので、順番に言っていただきたいと思います。最初に東又、志和、興津地区を代表いたしまして武市敏男委員お願いします。

31 番 今年の水稻作況調査を報告します。東又、志和、興津地区の令和 7 年度の作況調査を行いました。興津地区は収穫量とも平年並みとのことです。平年で 7 俵から 8 俵ほど。早生から飼料米も収穫がありました。ただ、等級につきましては、イノシシの被害やカメムシ等で等級が下がったと聞いております。
志和地区の早生につきましては、数量は平均より多く、飼料米でも 10 俵近くあったと報告がありました。
東又ですが、平均より収量があり 8 俵から 9 俵、多い品種では 10 俵から 11 俵の部分的にはあった方もおりました。等級についてもカメムシ等の被害が懸念されておりましたが少なく、また二番やくず米も少なく実の入った玄米が多くあったそうで、今年については豊作となったという報告を聞いております。以上です。

議長 ありがとうございます。続きまして、仁井田、松葉川地区を代表して浜田大彰委員。

7 番 前回休んでいまして、今日ここに来て急に振られたので、全然、集計という形ではないです。ここで今聞いた話になります。仁井田地域に関しては、被害もそれほどなく、台風もなかったので例年に比べると多かったということです。
影野地域に関しましては、地域全体のお米を乾燥、粳摺りの調整を行っておりますので、傾向としてつかみやすかったのですが、早生に関しては、乳白がかなり多く出た品種がありました。後半につれて乳白は減ってはきたのですが、今日もうちまだ稲刈りをやっているんですが、後半どうしてもうちの圃場しか米が残ってないので、イノシシにもう入れまくりって感じで、毎日毎日イノシシが入ってきているところで、うちの品種に関しては、後半がやっぱり品質が落ちてきているところで、収量も下がってき

ていますけど影野地域ではだいたい多い方で8俵ぐらいやったのが今年は9俵、少ない方でも7.5俵ぐらいってところで、例年に比べると多かったのではないかと思います。カメムシ被害はある地域限定で少し多かったですけど、それ以外では比較の見られなかったっていうのが影野地域です。

松葉川地域も例年から比べると収量は多かったということです。どの地域も共通して見受けられたのが、稗が多かったっていうのとヒレタゴボウ黄色い花が咲くんですけど、その草が今年今まで見たことのない圃場でも、そういった草が生えてたっていうのをちらほら聞きました。それぐらいです。以上です。

議長 続きます、街分、立西地区を代表しまして、今井満隆委員お願いします。

2 番 作況調査ですが、聞いたところによりますと平地で大体7俵から10俵という形になっています。谷合でだいたい7俵から8俵で、ごま葉枯れが出たところがありまして、そこに関しては少し収量が落ちているみたいですけど、平年にしましたら少し多いということです。

立西地区に関しましては、平年よりプラス少し多いらしいんですけど、イノシシ被害が少しあったということですけども、それでもいいということです。

議長 続きます、大正地区、秋田公幸委員。

38 番 大正地区について報告します。大正地区の委員さんあんまり報告をしてくれなくて、自分が聞いたところで報告をさせていただきたいと思います。中には少し少なかったという人と、例年並みという人もいましたけども、全体的には昨年より多かったという人がほとんどでした。ごま葉枯れそれから紋枯れ、穂首等の発生も多かったですが、揉みを摺ってみると思ったほどに品質が悪くなかったという方が多かったようです。大正地区では2回に供出を分けていましたが、最初に供出された方は少し青い米が多かったと言っていました。2回目の供出に出された方は、割と1等が多かったというように聞いております。大正地区は窪川から比べると面積も条件もすごく悪いですし小さい経営の農家が多いですので、多いといってもわずかかもしれませんが、全体的にかなり例年になく、よかったように思います。

議長 続きます、十和地区、平野直人委員。

34 番 十和地区も全体的に良かったです。あとイノシシの被害もありましたが。去年に比べて収穫量は多いです。以上です。

議長 各地区の報告どうもありがとうございました。例年より、全体的に収量も多かったということだと思います。少しカメムシがおったりとか、ごま葉枯病があったりとか、後半イノシシにやられたとか、そういった害も少しあった。収量的にも多かったというのが全般的なことだったと思います。

議長 皆さんの方で何かございましたらお願いいたします。

議長 なければ、その他の件については終了いたします。これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和7年度四万十町農業委員会10月総会を閉会いたします。礼。ありがとうございました。

閉会 午後4時20分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和7年 月 日

会 長 _____

署名委員 7 番 _____

署名委員 30 番 _____